

現行（令和3年3月5日まで）	改正（令和3年3月6日以降）
<p data-bbox="143 209 1070 240">エクスプレス予約サービス（J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p data-bbox="568 308 645 339">（前略）</p> <p data-bbox="107 403 286 435">第1条（概要）</p> <p data-bbox="107 451 1106 722">1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」（以下「カード会員規約」といいます。）で定める会員のうち「J-WEST カード(エクスプレス)」（以下「カード」といいます。）に入会を認められた会員（以下「J-WEST 会員」といいます。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」といいます。）が共同で提供する、エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」といいます。）の取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。</p> <p data-bbox="107 738 1106 818">2. 本サービスの内容は当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>）に掲示するものとします。</p> <p data-bbox="107 882 528 914">第2条（エクスプレス予約利用資格）</p> <p data-bbox="107 930 1106 1106">1. J-WEST 会員は本特約を承認し、本サービスを利用しようとする場合、カード番号の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」といいます。）を行うものとします。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければなりません。</p> <p data-bbox="107 1121 1106 1201">2. 当社は、J-WEST 会員が以下の項目に該当する場合、本サービス利用のための登録を認めないことがあります。</p> <p data-bbox="107 1217 1106 1297">（1）前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）がある場合。</p> <p data-bbox="107 1313 577 1345">（2）登録手続が正しく完了しなかった場合。</p>	<p data-bbox="1167 209 2094 240">エクスプレス予約サービス（J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約</p> <p data-bbox="1597 308 1673 339">（前略）</p> <p data-bbox="1131 403 1310 435">第1条（概要）</p> <p data-bbox="1131 451 2130 722">1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」（以下「カード会員規約」といいます。）で定める会員のうち「J-WEST カード(エクスプレス)」（以下「カード」といいます。）に入会を認められた会員（以下「J-WEST 会員」といいます。）に対して、西日本旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「JR 東海」といいます。）が共同で提供する、エクスプレス予約サービス（以下「本サービス」といいます。）の取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。</p> <p data-bbox="1131 738 2130 818">2. 本サービスの内容は当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト（<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>）に掲示するものとします。</p> <p data-bbox="1131 882 1552 914">第2条（エクスプレス予約利用資格）</p> <p data-bbox="1131 930 2130 1106">1. J-WEST 会員は本特約を承認し、本サービスを利用しようとする場合、<b>当社が J-WEST 会員を識別するために会員ごとに付与した会員 ID 番号</b>の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続（以下「登録手続」といいます。）を行うものとします。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければなりません。</p> <p data-bbox="1131 1121 2130 1201">2. 当社は、J-WEST 会員が以下の項目に該当する場合、本サービス利用のための登録を認めないことがあります。</p> <p data-bbox="1131 1217 2130 1297">（1）前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）がある場合。</p> <p data-bbox="1131 1313 1601 1345">（2）登録手続が正しく完了しなかった場合。</p>

(3) J-WEST 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。

(4) その他、J-WEST 会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。

3. 本サービスの利用のための登録を行った J-WEST 会員(以下「本会員」といいます。)は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。

(1) 本会員が本特約に違反した場合。

(2) 第 1 項による登録及び次条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があった場合。

(3) 当社とのカード会員規約が失効した場合、または本会員が J-WEST 会員でなくなった場合。

(4) 本会員が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から本会員への連絡がとれなくなった場合。

(5) 本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含みます。)

(6) 本会員がその一部または全部を自らは使用せず、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本特約または本特約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合。

(7) 本会員が、複数の J-WEST ID (JR 東海が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。)を持っているときまたは過去に別の J-WEST ID を持っていたとき、複数の J-WEST ID の一部

(3) J-WEST 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。

(4) その他、J-WEST 会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。

3. 前二項の会員登録に対して当社が承認をした場合、利用希望者は本会員としての資格(以下、「会員資格」といいます。)を有することになります。また当社は、申込サイト上への表示、会員が登録した電子メールアドレス(以下、「電子メールアドレス」という。)に対する当社からの電子メールの送信、又はその他当社が適当と認める方法により行うものとします。

4. 本サービスの利用のための登録を行った J-WEST 会員(以下「本会員」といいます。)は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。

(1) 本会員が本特約に違反した場合。

(2) 第 1 項による登録及び次条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があった場合。

(3) 当社とのカード会員規約が失効した場合、または本会員が J-WEST 会員でなくなった場合。

(4) 本会員が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から本会員への連絡がとれなくなった場合。

(5) 本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的に問わず、営利目的で転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含みます。)

(6) 本会員がその一部または全部を自らは使用せず、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本特約または本特約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合。

(7) 本会員が、複数の J-WEST ID (JR 東海が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。)を持っているときまたは過去に別の J-WEST ID を持っていたとき、複数の J-WEST ID の一部

または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。

(8)その他、本会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。

4. 本会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行わなくてはなりません。この場合、本会員の登録を取り消し、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの完了画面に表示することにより通知します。

5. 本会員が第1項に定める登録手続を行った後、または本会員が前項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める「J-WEST カード エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡するものとします。

6. 本会員は、第3項または第4項により、登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生した本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れません。

7. 本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容(当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>))に掲示しているサービス内容を含みます。)を除き、乗車区間に応じて、当社または JR 東海の定める運送約款等の規程によることとします。

### 第3条 (お客様情報の登録・修正)

本会員は、前条第1項で登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したもの(以下「お客様情報」といいます。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、正確に保つこととします。

### 第4条 (申込)

本サービスにおいて、本会員は、Club J-WEST メンバー規約第2条に定める J-WEST ID

または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。

(8)その他、本会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。

5. 本会員は、本サービスの利用を停止することを希望する場合、当社が定める会員登録の初期化手続を行わなくてはなりません。この場合、本会員の登録を取り消し、会員登録の初期化手続が完了した後、当社は本サービスの完了画面に表示することにより通知します。

6. 本会員が第1項に定める登録手続を行った後、または本会員が前項に定める会員登録の初期化手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める「J-WEST カード エクスプレス予約サポートダイヤル」(以下「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡するものとします。

7. 本会員は、第4項または第5項により、登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生した本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れません。

8. 本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容(当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>))に掲示しているサービス内容を含みます。)を除き、乗車区間に応じて、当社または**当社指定路線を運営する他社**の定める運送約款等の規程によることとします。

### 第3条 (お客様情報の登録・修正)

本会員は、前条第1項で登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したもの(以下「お客様情報」といいます。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、正確に保つこととします。

### 第4条 (申込)

本サービスにおいて、本会員は、Club J-WEST メンバー規約第2条に定める J-WEST ID

及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。ただし、本サービスにおいて購入等ができる乗車券類の種類、および購入可能件数等は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第5条（受付期間、受付時間、回答時間）

本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等は、原則として当社が別に定めるところによります。

#### 第6条（回答方法、決済）

1. 本会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込（携帯電話及びスマートフォン専用サイトでの申込を除きます。）に対する当社からの回答の通知は、本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知として、申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示し、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到達したいずれかの時点をもって、本会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、本会員と当社の間で旅客運送契約の成立、変更、解約等がなされます。なお、当社は本会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。
3. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。
4. 第2項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達す

及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法によりインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。ただし、本サービスにおいて購入等ができる乗車券類の種類、及び購入可能件数等は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第5条（受付期間、受付時間、回答時間）

本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等は、原則として当社が別に定めるところによります。

#### 第6条（回答方法、決済）

1. 本会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、**申込サイト上**へ表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯における**インターネットによる申込**に対する当社からの回答の通知は、本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。
2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知として、**申込サイト上**へ予約等が完了した旨を表示し、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到達したいずれかの時点をもって、本会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、本会員と当社の間で旅客運送契約の成立、変更、解約等がなされます。なお、当社は本会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。
3. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。
4. 第2項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達す

べきときに到達したものとみなします。

5. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われます。なお、決済は本会員が第2条第1項により登録したカードにより行います。

6. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「EX サポートダイヤル」まで速やかに電話連絡をするものとします。

7. 乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払いもどしを決済します。そのため、変更後の乗車券類購入可能額は会員のカード利用可能額による制限を受ける場合があります。

#### 第7条（事前申込サービス）

1. 本サービスでは別に定める期間において、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」といいます。）の前に乗車券類購入の申込（以下「事前申込」といいます。）を行うことができます。ただし、当社が必要と認めた場合には事前申込を停止することがあります。また、発売開始日および列車あたりの事前申込の受付件数には限りがあります。

2. 本会員が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面への表示により、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 本会員が事前申込を行った場合、発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行います。旅客運送契約の締結の成否の通知は、前条第1項に基づき電子メール送信により行います。

（注）事前申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく旅客運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、本会員は、「EX サポートダイヤル」に電話連絡をし、その指示に従うものとします。

べきときに到達したものとみなします。

5. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続きが行われます。なお、決済は本会員が第2条第1項により登録したカードにより行います。

6. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「EX サポートダイヤル」まで速やかに電話連絡をするものとします。

7. 乗車券類の変更を行う場合は、原則として変更後の乗車券類を改めて発売したのち、変更前の乗車券類の払いもどしを決済します。そのため、変更後の乗車券類購入可能額は会員のカード利用可能額による制限を受ける場合があります。

#### 第7条（事前申込サービス）

1. 本サービスでは別に定める期間において、旅客営業規則に定める発売日（以下「発売開始日」といいます。）の前に乗車券類購入の申込（以下「事前申込」といいます。）を行うことができます。ただし、当社が必要と認めた場合には事前申込を停止することがあります。また、発売開始日及び申込する列車あたりの事前申込の受付件数には限りがあります。

2. 本会員が事前申込を行った場合、申込操作完了後の画面への表示により、事前申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 本会員が事前申込を行った場合、発売開始日の午前8時に事前申込の内容について購入申込があったものとして、午前8時以降順次、手続きを行います。旅客運送契約の締結の成否の通知は、前条第1項に基づき電子メール送信により行います。

（注）事前申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、事前申込に基づく旅客運送契約は締結されます。なお、発売開始日当日中に当社から通知がない場合、本会員は、「EX サポートダイヤル」に電話連絡をし、その指示に従うものとします。

6. 事前申込の取消は、本会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第8条（夜間申込サービス）

1. 本サービスでは、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、乗車券類購入の申込（以下「夜間申込」という。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 本会員が夜間申込を行った場合、申込操作完了後の画面への表示により、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 本会員が夜間申込を行った場合、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行います。旅客運送契約の締結の成否の通知は、第6条第1項に基づき電子メール送信により行います。

（注）夜間申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく旅客運送契約は締結されます。なお、第3項に定める通知がない場合、本会員は、「EX サポートダイヤル」に電話連絡をし、その指示に従うものとします。

6. 夜間申込の取消は、本会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにより本会員が購入、変更した乗車券類については、本会員が受取を行うまでの間、本サービスに関するシステム（以下、「システム」といいます。）にて保管しております。

6. 事前申込の取消は、本会員が事前申込を行った列車の発売開始日の午前8時に達する前までの間に無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第8条（夜間申込サービス）

1. 本サービスでは、当社が別に定める夜間申込サービス時間帯において、乗車券類購入の申込（以下「夜間申込」といいます。）を行うことができます。ただし、当社は必要と認めた場合には夜間申込の停止をすることがあります。

2. 本会員が夜間申込を行った場合、申込操作完了後の画面への表示により、夜間申込を受け付けた旨の通知を行います。

3. 本会員が夜間申込を行った場合、当社が別に定める本サービスの営業時間の開始時に夜間申込の内容について購入申込があったものとして、営業時間の開始以降順次、手続きを行います。旅客運送契約の締結の成否の通知は、第6条第1項に基づき電子メール送信により行います。

（注）夜間申込は、旅客運送契約の締結を約束するものではありません。

4. 前項にかかわらず、当社は本会員に対し、旅客運送契約の締結の成否の通知を「EX サポートダイヤル」から行う場合があります。

5. 前二項の通知が行われた時点で、夜間申込に基づく旅客運送契約は締結されます。なお、第3項に定める通知がない場合、本会員は、「EX サポートダイヤル」に電話連絡をし、その指示に従うものとします。

6. 夜間申込の取消は、本会員が夜間申込を行った夜間申込サービス時間帯は無手数料で行うことができますが、それ以降は取消できません。

#### 第9条（契約成立後の乗車券類の扱い）

1. 本サービスにより本会員が購入、変更した乗車券類については、本会員が受取を行うまでの間、本サービスに関するシステム（以下、「システム」といいます。）にて保管しております。

2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または JR 東海の定める運送約款等の規程の適用を受けます。

#### 第 10 条（受取）

1. 本会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」という。）を発行します。本会員が前項の受取を行う際には、本会員の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、本会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要となります。ただし、当社のみどりの窓口等で受取の場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができます。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間及び第 2 項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによります。また、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過し受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱います。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払いもどし請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払いもどしを行います。

(2) 特急券のみの効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払いもどしを行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額

2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社または **当社指定路線を運営する他社**の定める運送約款等の規程の適用を受けます。

#### 第 10 条（受取）

1. 本会員は、当社が別に定める指定席券売機または窓口等（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。

2. 本サービスでは乗車券類を受取る際の本人認証のために符号（QR コード及び 16 桁の英数字。以下、総称して「受取コード」といいます。）を発行します。本会員が前項の受取を行う際には、本会員の EX-IC カードまたは受取コードが必要となるほか、本会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要となります。ただし、当社のみどりの窓口等で受取の場合は、パスワードに代えて当社所定の帳票への自署等によることができます。

3. 第 1 項の乗車券類の受取期間は、**乗車日当日までとし、受取窓口の営業時間内に限ります。ただし、指定席券売機での受取期間および第 2 項の受取コードの有効期間は、別に定めるところによるものとします。なお、受取期間を経過した乗車券類の受取等は行うことができません。**

4. 前項の受取期間を経過し受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱います。

(1) 特急券と乗車券の効力が一体となった乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は乗車日の指定列車発車時刻後の当日中に、また普通車自由席用は乗車日の当日中に会員から払いもどし請求があったものとみなして、別に定める特定額または払戻手数料を差し引いた額の払いもどしを行います。

(2) 特急券のみの効力を持った乗車券類については、普通車指定席用及びグリーン車用は一切払いもどしを行いません。普通車自由席用は、所定の払戻手数料を差し引いた額

の払いもどしを行います。

5. 前項による払いもどしは、カードにより決済を行います。なお、第 6 条に関わらずお客様への通知は行いません。

6. 本会員と当社との間の会員規約が失効した時点または本会員が J-WEST 会員でなくなった時点で、当社が前条第 1 項により保管している乗車券類が存在する場合であっても、当該乗車券類の受取はできません。

#### 第 11 条（受取後の乗車券類の扱い）

本会員が前条第 1 項により受取を行った後の乗車券類の変更・払いもどし等を行う場合、本会員は当社のみどりの窓口等または別に定める当社の端末等において、本会員の所持するカードの提示が必要となります。

#### 第 12 条（変更の可能性）

の払いもどしを行います。

5. 前項による払いもどしは、**本会員**のカードにより決済を行います。なお、第 6 条に関わらずお客様への通知は行いません。

6. **会員が第 2 条第 3 項に定める会員資格を喪失した時点で、当社が第 10 条第 1 項により保管している乗車券類が存在する場合の受取期間は、第 3 項によるものとします。**

#### 第 11 条（受取後の乗車券類の扱い）

本会員が前条第 1 項により受取を行った後の乗車券類の変更・払いもどし等を行う場合、本会員は当社のみどりの窓口等または別に定める当社の端末等において、本会員の所持するカードの提示が必要となります。

#### 第 12 条(付帯サービス)

1. 当社または付帯サービスを提供する企業(以下、「提携企業」といいます。)は、特典として本サービスに付帯するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携企業が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)への掲示等の方法により通知します。なお「提携企業」とは会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

2. 会員は、付帯サービスを利用する場合、常に本会員のカードまたは EX-IC カードを携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社、または提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、付帯サービスの全部または一部の提供を受けられないことがあります。

#### 第 13 条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に本会員に通知することなくシステム及び下記に記した内容を変更する場合があります。なお変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、当社は責任を負いかねます。

(1) 第4条の申込方法

(2) 第5条の乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間

(3) 「EX サポートダイヤル」の電話番号、受付時間等

(4) 第7条、第8条の申込方法

(5) 第10条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法

(6) 第10条第3項の受取期間

(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に本会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行う場合があります。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及び本会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は本会員に事前に通知するものとします。

#### 第13条（利用環境）

1. 本会員は、本サービスを受けるために必要となる適切な機器・ソフトウェア等（以下「利用環境」といいます。）を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。なお、利用環境については、当社が別に定めるところによるものとします。

2. 利用環境に起因して本サービスの機能が正しく作動しない場合及びそれがもたらす諸

1. 当社は、事前に本会員に通知することなくシステム及び下記に記した内容を変更する場合があります。なお変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、当社は責任を負いかねます。

(1) 第4条の申込方法

(2) 第5条の乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間

(3) 「EX サポートダイヤル」の電話番号、受付時間等

(4) 第7条、第8条の申込方法

(5) 第10条の受取窓口、受取方法、受取期間

(6) 付帯サービスの内容

(7) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に本会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行う場合があります。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及び本会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は本会員に事前に通知するものとします。

#### 第14条（利用環境）

1. 本会員は、本サービスを受けるために必要となる適切な機器・ソフトウェア等（以下「利用環境」といいます。）を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。なお、利用環境については、当社が別に定めるところによるものとします。

2. 利用環境に起因して本サービスの機能が正しく作動しない場合及びそれがもたらす諸

影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

#### 第14条（お客様情報の使用）

1. 当社は、お客様情報及び本サービスを本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、カード会員規約によります。

2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、当社とJR東海が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。

3. 第1項に規定する情報に関して、JR東海及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。

(1) 本会員が本会員の個人情報の開示に同意している場合。

(2) 法令に基づく場合。

(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(6) 統計情報（個人を特定できない情報）として開示する場合。

#### 第15条（本会員の義務）

本会員は、本サービスの利用にあたり、以下の項目について遵守するものとします。

(1) 本会員は本サービスを利用する際に、インターネット利用の一般的なマナー及び技術

影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（お客様情報の使用）

1. 当社は、お客様情報及び本サービスを本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、カード会員規約によります。

2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、当社とJR東海が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。

3. 第1項に規定する情報に関して、JR東海及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。

(1) 本会員が本会員の個人情報の開示に同意している場合。

(2) 法令に基づく場合。

(3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。

(5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(6) 統計情報（個人を特定できない情報）として開示する場合。

#### 第16条（本会員の義務）

本会員は、本サービスの利用にあたり、以下の項目について遵守するものとします。

(1) 本会員は本サービスを利用する際に、インターネット利用の一般的なマナー及び技術

的ルールを遵守します。

(2) 本会員は J-WEST ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、本会員以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等はありません。

(3) 本会員が本サービスを利用する際に使用できる J-WEST ID 及びパスワードは、一人につき 1 つのみとし、一人が複数の J-WEST ID 及びパスワードを所持する場合であったとしても、それらを同時に使用して本サービスを利用することはできません。

(4) 本会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはけません。

#### 第 16 条（本会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自らの J-WEST ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目に該当する場合、当社では一切の責任を負いません。

(1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）があったことにより、本会員または第三者が被った不利益。

(2) 本会員の J-WEST ID 及びパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により本会員または第三者が被った不利益。

(3) 当社が第 2 条第 3 項、及び同第 4 項に定める手続により本会員の登録を取り消し、本会員の本サービス利用を停止させることにより本会員または第三者が被った不利益。

(4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより本会員または第三者が被った不利益。

的ルールを遵守します。

(2) 本会員は J-WEST ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、本会員以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等はありません。

(3) 本会員が本サービスを利用する際に使用できる J-WEST ID 及びパスワードは、一人につき 1 つのみとし、一人が複数の J-WEST ID 及びパスワードを所持する場合であったとしても、それらを同時に使用して本サービスを利用することはできません。

(4) 本会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはけません。

#### 第 17 条（本会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、**会員及び会員が締結した運送契約に基づき、両社に対して乗車を求める会員以外のお客様（以下「利用者」といいます。）が行った**一切の行為及び結果並びに、J-WEST ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。

2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目に該当する場合、当社では一切の責任を負いません。

(1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）があったことにより、本会員または第三者が被った不利益。

(2) 本会員の J-WEST ID 及びパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により本会員または第三者が被った不利益。

(3) 当社が第 2 条第 4 項、及び同第 5 項に定める手続により本会員の登録を取り消し、本会員の本サービス利用を停止させることにより本会員または第三者が被った不利益。

(4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより本会員または第三

<p>(5)当社が本サービスの中断・変更・終了または本会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(6)「EX サポートダイヤル」の電話番号、受付時間等の変更により本会員または第三者の被った不利益。</p> <p>(7)本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(8)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより J-WEST ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(9)本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、本会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(10)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウイルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(11)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(12)その他、本会員が、本特約、本特約の特約、当社または JR 東海の定める運送約款及び法令の定めに従ったことにより、または本特約及び本特約の特約により本会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を本会員が行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(13)その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって本会員または第三者が被った不利益。</p>	<p>者が被った不利益。</p> <p>(5)当社が本サービスの中断・変更・終了または本会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(6)「EX サポートダイヤル」の電話番号、受付時間等の変更により本会員または第三者の被った不利益。</p> <p>(7)本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(8)当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより J-WEST ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(9)本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、本会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(10)当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウイルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(11)その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(12)その他、本会員が、本特約、本特約の特約、当社または <b>当社指定路線を運営する他社</b>の定める運送約款及び法令の定めに従ったことにより、または本特約及び本特約の特約により本会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を本会員が行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(13)その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって本会員または第三者が被った不利益。</p>
--	--

3. 本会員が本特約、及び当社または JR 東海の定める運送約款及び法令の定めに違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うこととします。

#### 第17条（通知及び同意の方法）

1. 当社から本会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、本会員が登録した電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスを本会員が利用したことにより、同通知の内容を本会員が承諾したものとみなします。

#### 第18条（権利の帰属）

本サービスにかかわる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、本会員はこれらの権利を侵害する行為を行うことはできません。

#### 第19条（本特約の変更）

1. 当社は、民法の定めに従い本会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら本会員の利益となるものである場合、または本会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、本会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等で公表するものとします。
2. 当社は、前項の変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

3. 本会員が本特約、及び当社または JR 他社の定める運送約款及び法令の定めに違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うこととします。

#### 第18条（通知及び同意の方法）

1. 当社から本会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの申込サイト上への掲示、本会員が登録した電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスを本会員が利用したことにより、同通知の内容を本会員が承諾したものとみなします。

#### 第19条（権利の帰属）

本サービスにかかわる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、本会員はこれらの権利を侵害する行為を行うことはできません。

#### 第20条（本特約の変更）

1. 当社は、民法548条の4の定めに従い本会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。）、またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。**この場合、当該改定等の効力が生じる日を定めた上で、本規約に定める方法による通知を行います。ただし、改定が専ら本会員の利益となるものである場合、または本会員への影響が軽微であると認められる場合、その他本会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、本会員に対して改定の都度、エクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) 等で公表するのみとし、上記通知は行わないものとします。**

<p><b>第20条 (この特約に定めのない事項)</b></p> <p>本特約に定めのない事項につきましては、カード会員規約の定めによります。また、本特約における「別に定める項目」につきましては、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>) にてご確認ください。</p>	<p><b>第21条 (この特約に定めのない事項)</b></p> <p>本特約に定めのない事項につきましては、カード会員規約の定めによります。また、本特約における「別に定める項目」につきましては、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<a href="https://expy.jp/">https://expy.jp/</a>) にてご確認ください。</p>
<p style="text-align: center;"><b>EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約</b></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条(総則)</p> <p>1. 本特約は、Club J-WEST メンバー規約(以下「メンバー規約」といいます。)、J-WEST カード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)及びエクスプレス予約サービス(J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約(以下、「EX 予約特約」といいます。)の特約とし、メンバー規約、カード会員規約及び EX 予約特約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。</p> <p>2. EX 予約特約に定める J-WEST 会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続に際して携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットの画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本特約を承諾しているものとみなされた J-WEST 会員を単に「会員」といいます。)</p> <p>3. 会員は、J-WEST 会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。</p> <p>第2条(用語の定義)</p>	<p style="text-align: center;"><b>EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約</b></p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条(総則)</p> <p>1. 本特約は、Club J-WEST メンバー規約(以下「メンバー規約」といいます。)、J-WEST カード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。)及びエクスプレス予約サービス(J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約(以下、「EX 予約特約」といいます。)の特約とし、メンバー規約、カード会員規約及び EX 予約特約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。</p> <p>2. EX 予約特約に定める J-WEST 会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続に際して <b>インターネットの申込サイト上に表示される</b>特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本特約を承諾しているものとみなされた J-WEST 会員を単に「会員」といいます。)</p> <p>3. 会員は、J-WEST 会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。</p> <p>第2条(用語の定義)</p>

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。

(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードの固有の番号をいいます。

(3) 「提携企業」とは、会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。

(4) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(5) 「会員情報」とは、会員が EX 予約特約第 2 条第 1 項の定めにより登録した事項(EX 予約特約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。)をいいます。

2. 本特約に定めのない用語の定義については、EX 予約特約に定めるところによるものとします。

### 第 3 条(本特約の変更)

1. 当社は、民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則および特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>)等で公表するものとします。

2. 当社は、前項の変更起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

## 第 2 章 EX-IC サービス

### 第 4 条(EX-IC サービス)

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。

(1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与するICチップを内蔵するカードをいいます。

(2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードの固有の番号をいいます。

(3) 「交通系 IC カード」とは、エクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>)に掲載する IC カード乗車券等をいいます。

(4) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。

(5) 「会員情報」とは、会員が EX 予約特約第 2 条第 1 項の定めにより登録した事項(EX 予約特約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。)をいいます。

2. 本特約に定めのない用語の定義については、EX 予約特約に定めるところによるものとします。

### 第 3 条(本特約の変更)

当社は、民法548条の4の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し(その付則及び特約等を新たに定めることを含みます。)、またはその付則及び特約等を変更することができるものとします。**この場合、当該改定等の効力が生じる日を定めた上で、本規約に定める方法による通知を行います。ただし、改定が専ら会員の利益となるものである場合、または会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたうえで、会員に対して改定の都度、エクスプレス予約ホームページ(<https://expy.jp/>)等で公表するのみとし、上記通知は行わないものとします。**

## 第 2 章 EX-IC サービス

### 第 4 条(EX-IC サービス)

EX-IC サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、メンバー規約第 2 条に定める「J-WEST ID」を利用した全てのサービスの一種であり、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下、「締結等」といいます。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下、「駅」といいます。)において入出場する際に EX-IC カード等が必要等の特別な旅客運送契約(以下、「EX-IC 運送契約」といいます。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

#### 第 5 条(EX-IC 運送契約の内容)

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、JR東海が定める約款によるものとします。

#### 第 6 条(受付期間、受付時間)

本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第 7 条(申込)

1.EX-IC サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、メンバー規約第 2 条に定める「J-WEST ID」を利用した全てのサービスの一種であり、**インターネットによる**申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下、「締結等」といいます。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下、「駅」といいます。)において入出場する際に EX-IC カード**または交通系 IC カード(以下、総称して「IC カード」といいます。)**等が必要等の特別な旅客運送契約(以下、「EX-IC 運送契約」といいます。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員**および第 18 条第 1 項に定める利用者**にとって不利になる場合があります。

2.会員または利用者は、登録または指定した IC カードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合または登録または指定した IC カードを乗車日当日に不所持の場合などは、EX 予約特約第 10 条に定める受取窓口において、EX 予約特約第 9 条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票を受け取って乗車するものとします。

3. 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機を EX-IC カードまたは前項の証票のみで通過することはできません。

#### 第 5 条(EX-IC 運送契約の内容)

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線を**運営する**他社路線については、**当該他社**が定める約款によるものとします。

#### 第 6 条(受付期間、受付時間)

本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第 7 条(申込)

会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。なお、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第 8 条(申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込(携帯電話及びスマートフォン専用サイトでの申込を除きます。)に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。

4. 第 2 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. EX-IC 運送契約の運賃等は、EX 予約特約第 2 条第 1 項に定める会員登録等により会員が登録した J-WEST カードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより

会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。なお、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、当社が別に定めるところによるものとします。

#### 第 8 条(申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの **申込サイト上**にて当社が別に定める操作を行うものとします。

**※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、会員本人の利用に限り**  
**ます。**

2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの **申込サイト上**への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯における **インターネットによる申込**に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。

3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。

4. 第 2 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. EX-IC 運送契約の運賃等は、EX 予約特約第 2 条第 1 項に定める会員登録等により会員が登録した J-WEST カードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより

EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、当該 J-WEST カード利用限度額による制限を受けます。

7. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

8. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第 4 項及び第 5 項の規定を適用します。

10. 前項により、第 6 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。

11. EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後の EX-IC 運送契約の締結可能額は会員の J-WEST カード利用可能額による制限を受ける場合があります。

12. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル(以下、「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

EX-IC 運送契約を締結できる限度額は、当該 J-WEST カード利用限度額による制限を受けます。

7. 第 3 項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。

8. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの **申込サイト上**にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの **申込サイト上**への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第 4 項及び第 5 項の**定め**を適用します。

10. 前項により、第 6 項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。

11. EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の運賃等の払いもどしを行います。そのため、変更後の EX-IC 運送契約の締結可能額は会員の J-WEST カード利用可能額による制限を受ける場合があります。

12. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める J-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル(以下、「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

**13. EX サービス運送約款第 27 条の 2 に定める特殊な乗車取扱いをした場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項及び第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、会員の入出**

#### 第9条(契約の締結、変更後の取り扱い)

会員は、本サービスにより締結、変更したEX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができます。

### 第3章 付帯サービス

#### 第10条(付帯サービス)

当社または提携企業は、特典として EX-IC カードに付帯するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト(<https://expy.jp/>)への掲示等の方法により通知します。

### 第4章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

#### 第11条(本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス(以下、総称して「本サービス等」といいます。)の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」といいます。)を変更することができるものとします。

場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス(普通車自由席)の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第7項の定めによらず、乗車日以降にJ-WESTカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について会員の電子メールアドレスに電子メールを送信し、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

#### 第9条(契約の締結、変更後の取り扱い)

会員は、本サービスにより締結、変更したEX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

### 第3章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

#### 第10条(本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、**本サービスの内容**を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」といいます。)を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合。

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、当社の都合により本サービス等を終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第12条(通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付、会員情報として登録された電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部または全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービス等を通常どおり提供できなくなった場合。

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、当社の都合により本サービス等を終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第11条(通知の方法)

1. 当社から会員への本サービスの内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの **申込サイト**、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付、会員情報として登録された電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。

2. 前項の通知が本サービスの **申込サイト**、当社ホームページまたはエクスプレス予約案内サイト (<https://expy.jp/>) への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。

3. 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前 2 項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 13 条(例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

#### 第 5 章 EX-IC カード

##### 第 14 条(EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、J-WEST 会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、J-WEST カードの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。)を使用、管理しなければなりません。

5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カード及び J-WEST カードを携帯し、当社、JR 東海または提携企業の係員よ

4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。

5. 前二項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

#### 第 12 条(例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

#### 第 4 章 EX-IC カード

##### 第 13 条(EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、J-WEST 会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。

2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。

3. 当社は、別に定める場合を除き、J-WEST カードの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。

4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。)を使用、管理しなければなりません。

5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC カードを使用して入出場するときは、常に EX-IC カード及び J-WEST カードを携帯し、当社または当社指定路線を運営する他社係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示

<p>り提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部もしくは一部の提供を受けられないことがあります。</p> <p>6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。</p> <p>7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</p> <p>第 15 条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)</p> <p>1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。</p> <p>3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。</p> <p>第 16 条 (EX-IC カードの回収、返却)</p> <p>1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、JR 東海または提携企業は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。</p> <p>(1) 本特約に違反した場合。</p> <p>(2) EX 予約特約第 2 条第 3 項の会員登録の取消を受けた場合。</p> <p>(3) 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。</p>	<p>しなければなりません。この提示がない場合、<b>会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。</b></p> <p>6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。</p> <p>7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。</p> <p>第 14 条 (EX-IC カードの有効期限及び更新)</p> <p>1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。</p> <p>2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。</p> <p>3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。</p> <p>第 15 条 (EX-IC カードの回収、返却)</p> <p>1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または<b>当社指定路線を運営する他社</b>は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービスの提供を終了することがあります。</p> <p>(1) 本特約に違反した場合。</p> <p>(2) EX 予約特約第 2 条第 4 項の会員登録の取消を受けた場合。</p> <p>(3) 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。</p> <p>(4) 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。</p>
--	--

- (4) 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。
- (5) EX-IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。
- (6) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。
- (7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。
- (8) 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合等。
- (9) EX-IC 運送契約の内容について、当社または JR 東海が別に定める「EX サービス運送約款」に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。
- (10) 当社または JR 東海から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
- (11) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 17 条(EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を

(5) EX-IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(6) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(8) 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合。

(9) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」または他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

(10) 当社または当社指定路線を運営する JR 他社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(11) 第 19 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより交通系 IC カードの登録取消を受けた場合。

(12) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

#### 第 16 条(EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を

行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本特約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。

(6) 前項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

#### 第 18 条(EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができる

行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 13 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本特約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。

(6) 前項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 13 条第 7 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

#### 第 17 条(EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。

2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。

3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができる

ものとします。

4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は当社が電話予約クレジット決済サービス取扱約款(平成 12 年 2 月 24 日西日本旅客鉄道株式会社公告第 49 号)に基づき、会員の J-WEST カードにより決済するものとします。

ものとします。

4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は当社が電話予約クレジット決済サービス取扱約款(平成 12 年 2 月 24 日西日本旅客鉄道株式会社公告第 49 号)に基づき、会員の J-WEST カードにより決済するものとします。

## 第 5 章 交通系 IC カード

### 第 18 条(交通系 IC カード)

1. 会員または会員が締結した運送契約に基づき、両社に対して乗車を求める会員以外のお客様(以下「利用者」といいます。)が、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に交通系 IC カードを使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系 IC カードの登録または指定手続をするものとします。

※交通系 IC カードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

2. 会員は、記名式の交通系 IC カードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系 IC カードを登録するものとします。

3. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系 IC カードを使用して入出場するときは、常に IC カード及び J-WEST カードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は IC カードおよび J-WEST カードを、利用者は交通系 IC カードを速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。

4. EX-IC 運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系 IC カードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。

5. 交通系 IC カードを申込サイト上で登録可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第 19 条(交通系 IC カードの登録取消)

1. 会員または使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通告することなく直ちに交通系 IC カードの登録または指定を取り消さないし本サービスの提供を終了することがあります。

(1) 第15条第1項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。

(2) 記名式交通系 IC カードを記名人以外の第三者に使用させた場合。

(3) 交通系 IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(4) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結等、交通系 IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(5) 交通系 IC カードに記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(6) 会員が複数の交通系 IC カードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系 IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(7) 会員が登録した交通系 IC カード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合。

(8) その他、会員の交通系 IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が交通系 IC カードの登録取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他交通系 IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系 IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 20 条(交通系 IC カードの変更等)

<p>第 19 条(当社の免責事項)</p> <p>当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。</p> <p>(1) 会員の EX-IC カードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(2) システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(3) J-WEST カード、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益。</p> <p>(4) 当社が会員から第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益。</p>	<p>1. 会員が、本サービスに交通系 IC カードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系 IC カードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に、新たな交通系 IC カードとして本サービスを利用することができます。</p> <p>2. EX-IC 運送契約の締結または変更後、前項により、交通系 IC カードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系 IC カードで本サービスの利用ができるものとします。</p> <p>第 6 章 その他</p> <p>第 21 条(当社の免責事項)</p> <p>当社は、IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。</p> <p>(1) IC カードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(3) J-WEST カード、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益。</p> <p>(4) 利用環境の変更により、会員または第三者が被った不利益。</p> <p>(5) 当社が会員から第 16 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益。</p> <p>(6) 交通系 IC カードのサービスマンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益。</p>
--	--